平成２２年（再ロ）第５４号

大阪市阿倍野区松崎町３丁目３番20―205号

再生債務者　平田孝一郎

1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月10日から平成22年９月24日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９号

大阪府高石市加茂１丁目15番13―507号

再生債務者　大井　良郎

1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月14日から平成22年９月28日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１６号

北九州市小倉北区大手町14番５―809号

再生債務者　吉村眞理子

1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月14日から平成22年９月21日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第１号

三重県伊賀市ゆめが丘５丁目８番地の11

再生債務者　岩田昌樹こと　李　　昌樹

1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月８日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月15日から平成22年９月29日まで

津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（再ロ）第５号

宮崎県児湯郡新富町大字新田7801番地４

再生債務者　宮路　憲司

1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月８日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月22日から平成22年９月30日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

島根県浜田市三隅町西河内1084番地60

再生債務者　森　　一郎

1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年９月13日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年９月28日まで

松江地方裁判所浜田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１１号

広島市安佐南区大町東４丁目12番35―1203号

再生債務者　熊谷　貞夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年９月７日まで

平成22年８月10日

広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（再ロ）第２７号

宮崎県児湯郡新富町大字新田18208番地６

再生債務者　冏萬まりゃ

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年９月８日まで

平成22年８月11日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第４号

大分県日田市城町２丁目７番25号

再生債務者　宮永　公治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月10日　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（再ロ）第１号

愛知県新城市黒田字大岡64番地

再生債務者　田中　芙実

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月11日

名古屋地方裁判所豊橋支部

独立行政法人理化学研究所公告

平成 22 年８月 19 日

独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の定年制職員給与規程等の一部変更

定年制職員給与規程の一部及び任期制職員給与規程の一部を平成22年６月23日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

官報に関する広告

官報公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.inte.co.jp/publication/inte/index.html

平成二十二年八月十九日

東京都港区赤坂七丁目三番三七号

（甲）株式会社インテリジェンスホール

代表取締役　デイヴィッド・シャネッツ・チェック

東京都港区赤坂七丁目三番三七号

（乙）株式会社インテリジェンス

代表取締役　高橋　広敏

官報公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式十六万株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月二十六日

掲載頁　九十四頁（号外第一五六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年八月十九日

東京都足立区千住橋戸町二三番地

（甲）千住スプリングラー株式会社

代表取締役　佐藤　一策

東京都足立区千住橋戸町二三番地

（乙）有限会社佐藤合名

代表取締役　佐藤　一策

官報公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新潟県及び長野県で営む物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び倉庫業）及びその他事業（自動車修理業、損害保険代理業、物品販売並びに委託売買業等）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十一日

掲載頁　一四九頁（号外第一二九号）

平成二十二年八月十九日

新潟県新潟市西区北場一〇八七番地一

（甲）トナミ運輸信越株式会社

代表取締役　寺拝　豊信

富山県高岡市昭和町三丁目二番二二号

（乙）トナミ運輸株式会社

代表取締役　綿貫　勝介